

# リヨン日本人会 会則

## 第一章 名称・目的

第一条 本会はフランスアソシエーション法 1901 に基づき設立されたアソシエーションで、名称を「リヨン日本人会」と称する。

第二条 本会は以下を目的とする。

- ・リヨンおよびローヌアルプ、オーベルニュ地方に滞在する日本人間の相互連絡を保ち、懇親を図ること、及び、国際交流に努めること
- ・リヨン、ローヌアルプ地方の在留邦人のフランス社会へ溶け込む手助け
- ・日本の文化や現状の紹介
- ・日仏交流の強化
- ・リヨン、ローヌアルプ地方と日本との良好な関係の保持

第三条 本会の活動は以下の通り。

語学講座、各種アトリエ、各種部会、その他目的に必要な、全ての年齢層向けの行事、活動

行事は政治的性格を帯びてはいけない。

行事は文化的性格のもの(文化的、科学的講演会、コンサート、美術展、運動会、近郊旅行、支援活動等)である。

情報、書籍、小物、機器、会議室の提供

目的の実現に必要な物品やサービスの有償提供

## 第二章 本拠地

第四条 本拠地は、34 rue Victor Hugo 69002 Lyon に置く。

## 第三章 会 員

第五条 ローヌアルプ、オーベルニュ地方に滞在する当会活動に関心のある個人は、本会の会員となることができる。また、ローヌアルプ、オーベルニュ地方非在住者は準会員となることができる。本会々員および本会準会員となるためには、所定の申込書に記入の上、理事会の承認を得なければならない。また、理事会は、この承認を会長に委任することができる。

## 第四章 理事会

第六条 本会の名誉会長に、在マルセイユ日本国総領事を推す。

第七条 本会の名誉顧問に、在リヨン出張駐在官事務所所長、名誉理事に、在ローヌアルプ、オーベルニュ地方企業代表を推す。

第八条 本会の運営は理事会が行う。

第九条 理事会は、会員より互選あるいは推薦された理事を以って構成する。理事の人数は、10人から15人とする。理事の任期は一年とし、再互選あるいは再推薦され得る。

第十条 理事会は会長、副会長、会計、事務局長、事務局長補佐を理事会の中から互選により役員に選出する。役員の任期は1年とし、連続の場合は最大三年間まで、再選され得る。

第十一条 理事会は必要に応じ、一切の役職員を雇用し得る。

## 第五章 総会

第十二条 総会は毎年1回開かれる。

第十三条 理事会が必要と認めた時は臨時総会を開く事ができる。

第十四条 一 項 総会の議決は出席者の過半数による。会員は全会員の3分の1の署名をもって理事会に臨時総会の開催を求める事ができる。  
二 項 総会においては、各会員は他の会員または理事にその投票、決議権を委任することができる。各会員は1人10票までを限度として代理権を行使できる。

## 第六章 内規

第十五条 理事会は内規を決めることができる。この内規は、総会による承認が必要である。内規は、特に会則によって定められていない項目を定め、会の運営について定める。

## 第七章 資金・会計

第十六条 一 項 本会の資金は以下のものから成る。  
・会員の年会費  
・行事による収入  
・地方公共団体等からの補助金  
・各種寄付  
・その他現行法により認められる収入

二項 年会費は理事会がこれを定め、直ちに会員に通知する。

第十七条 毎年総会で一名あるいは数名の会計監査人を定める。会計監査人の任務は之を当会理事および事務局に委嘱できない。

## 第八章 会則変更

第十八条 会則を変更するためには、出席者の三分の二以上の賛成による理事会の提議に基づき、総会（または臨時総会）出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

## 第九章 解散

第十九条 本会は、総会出席者の四分の三以上の議決をもって解散することができる。

(2013年10月19日会員総会にて改定承認)

# リヨン日本人会 内規

## 第1条 内規の規定

会則の定めが細目に渡っていないので、ここに内規を設ける。内規は会則と同等の効力を有し、その改定に会規変更の規定を準用するものとする。

## 第2条 会員の構成

1項 当会は会員および準会員により構成される。また、会則に規定は設けないが、国外会友も認め得る。

### 2項 会員の資格

(1) 個人については、リヨンおよびローヌアルプ、オーベルニュ地方在住であること。また、フランスにおける在住が当地の法規に従って合法的であることが必要である。来仏後、未だ日が浅く、その手続きを完了していない場合でも、その意志と資格を有するものは、会員資格を有する。

(2) A 法人—企業あるいは各種団体については、フランスあるいは日本に法人格を有し、その代表者あるいはそれに準ずる者が上記(1)に該当する場合は会員資格を有する。

B また、各種団体については、その設立趣旨、活動目的が会規一条に反さないことも会員資格条件となる。

(3) 個人、法人を問わず、入会審査に当たっては、申請者に種々の資料提出、或いは面接試問を求める事が出来る。

### 3項 準会員の資格

(1) フランスに滞在する個人あるいは法人で、上記2項(1)に該当しない個人および上記2項(2)Aに該当しないが2項(2)Bの条件を満たす法人、企業、各種団体は準会員資格を有する。また、入会審査に当たっては、上記2項(3)を適用することができる。

(2) 準会員は、会則に定める選挙権、議決権等を有しない。

(3) 準会員は、会長の推薦および理事会の承認を以って、会員になり得る。

### 4項 国外会友の資格

(1) フランス以外に在住する個人あるいは法人は、国外会友資格を有する。また、国外会友審査に当たっては、上記2項(2)Bおよび(3)を適用することができる。

(2) 国外会友には上記3項(2)が適用される。

### 第3条 会費

- 1項 会費は、会計の提案に基づいて理事会が決定する。
- 2項 会費は、経済社会情勢の変化および財政状態により改定し得る。
- 3項 会費は、理事会が定める期限以内に支払わなければならない。  
考慮されるべき理由の申し立てがある場合は、理事会が支払い猶予

期間を認めることがある。\*

\*支払い猶予期間は、会費満期日から三ヶ月までとし、最終猶予を六ヶ月までとする。それ以降は新入会員扱いとする。尚、会計年度は、9月1日から翌年8月31日までである。

### 第4条 名誉会長 / 名誉顧問

1項 会則第六条の規定により、在リヨン出張駐在官事務所所長は名誉顧問に、それを引き受けた場合、自動的に就任する。

2項 削除 (2010年10月8日削除/承認)

3項 名誉会長、名誉顧問は理事会、総会に出席することは出来るが会則の定める選挙権、被選挙権、議決権等は有しない。

### 第5条 理事

1項 会員の中から推薦・互選される。理事の構成は出来るだけ広範囲な層の代表者となるように配慮されなければならない。理事は推薦理事と互選理事からなる。

2項 推薦理事 削除 (2013年10月19日削除/承認)

3項 互選理事  
互選理事は、邦人団体、日仏団体、グループから選出される理事および一般互選理事のいずれかに属する。

(1) 邦人団体、日仏団体、グループから選出される理事  
理事会は、部会・活動グループを、その活動内容、活動実績、活動規模などから選定し、承認する。

また、その選出理事数も理事会が定めるものとする。

邦人団体、日仏団体、グループは、それぞれの総会において選出、あるいはその会が代表権を委任した者が理事になるとする。

邦人団体、日仏団体、グループから選出された理事は、その選出母体と理事会との連絡に当たるものとする。

(2) 一般互選理事

日本人会に多大な貢献のあったもの、また学職経験者その他から広く人選されるものとする。

理事に立候補するものは会員 10 名（注） および理事 5 名の推薦状もしくは理事 10 名の推薦状のいずれかを会長に提出、会長は理事会および総会に諮るものとする。ただし、会長が理事不適格と判断した場合は、推薦状の受理を保留することができるが、その事由を理事会に説明し、その承認を得なければならない。

（注） 会員 10 名の推薦状とは、会員 10 名ごとに 1 名の候補者を推薦できるという趣旨による。従って各会員（正確に言えば各所帯）は 1 名の候補者の推薦状を書くことができるが、2 名またはそれ以上の候補者の推薦状を書くことはできない。また、会員数は所帯単位で勘定するものとする。

(3) 互選理事は、上記（1）は理事会にて、（2）による候補者については総会において互選されるものとする。

4 項 会則第一条に違反すると認められる行為があった場合は、理事会に諮り、理事会の決定により理事の資格を失う。

5 項 理事会は少なくとも年2回開くものとする。

第 6 条 役員会 / 特別委員会

1 項 会則第九条の規定によって選出された会長、副会長、会計、事務局長、および事務局長補佐は、役員会を構成する。役員会は、会長の招集により、必要に応じて開かれる。

2 項 理事会は、当会が直面する諸問題の検討および決定を役員会に一任することができる。

3 項 役員会は、上記 2 項のため、必要に応じて役員会外の当事者、関係者、専門家等の意見を求めることができる。

4 項 理事会は、必要に応じて、課題別に特別委員会を設置し、諮問を求めることができる。また、その課題の検討および決定を特別委員会に一任することができる

5 項 特別委員会は、上記 4 項のために、必要に応じて特別委員会外の当事者、関係者、専門家等の意見を求めることができる。

第 7 条 総会および理事会

1 項 総会の定足数

(1) 総会が成立するための定足数は、会員数（\*）の過半数（\*\*）または理事の 3 分の 2（\*\*）とする。

(2) 定足数に満たない時は、総会は流会となるが、この場合に現職の理事の任期は暫定的に次の総会まで延長されたものとする。

(\*) 会員数は世帯数で数えるものとする。総会の投票権、議決権または理事候補者の推薦権は各世帯に一票とする。

(\*\*) 委任状提出による出席も含む。

2 項 理事会の定足数

理事会が成立するための定足数は、理事の過半数 (\*\*\*)とする。

(\*\*\*) 代理出席および委任状提出による出席も含む。

3 項 議事録

(1) 総会および理事会の議事録は、事務局長が作成し、会長および理事 2 名がこれに署名したときに有効になるものとする。

(2) 議決された事項が日本人会の趣旨またはその会則・内規またはフランスの 1901 年 7 月の協会法に反すると考えられる場合には、署名人はその事項に関する署名を保留することができる。この場合には、会長は次期の理事会に、この旨を報告し、理事会の承認を求めなければならない。

第 8 条 会計

1 項 会計年度は、9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

2 項 会則第十七条の規定により、理事とは別に会計監査人を設ける。

3 項 会計監査人に異動が生じた場合は、特別な事情がない限り、後任者が自動的に就任する。

4 項 年度末の決算は事務局が作成し、会長および会計に提出する。会長と会計は会計監査人に監査依頼する。この際、必要に応じて、公認会計事務所等、第三者機関に会計監査を依頼することができる。  
決算および監査の結果は理事会に提出して、その承認を得たあと、総会に報告されるものとする。

5 項 次年度の予算は事務局が作成し、会長および会計の承認を経て理事会に提出し、その承認を得た後に総会に報告するものとする。

第 9 条 会長、会計監査人、事務局長に関する規定

1 項 会長の銓衡規定

会長が任期中または任期終了に辞職した場合またはこれに準ずる場合には、副会長の一人が会長代理として会長の任務を引き継ぐ。会長代理は理事会を召集して次期会長を銓衡するものとする。理事会は会長の銓衡を、内規第 6 条に定める特別委員会に委任することができる。

2 項 会長の役割と責務

会長内外の行事に対し会を代表するものとする。後記 5 項に記すように、日本人会の日常の活動・業務の運営は事務局長に一任されるが、その他の事項に関しては、会長は事務局と連絡を保ち、必要に応じて、役員会の開催その他適切な方針を採択または具申するものとする。

会長は総会および理事会の議題を制定し、これらの会合を招集し、議長として議事の推進を主宰するものとする。事務局長は、これらの会合に、書記役として参加するものとする。急病その他の理由で会長がその責務を果たすことができない場合は副会長が会長の代理をするものとする。

### 3 項 会計の役割と責務

会計は当会の年度毎の財務状態を把握・監視し、また、当会の財政に諸問題が発生した場合、あるいは発生することが予見される場合、さらには事務局からの要請を受けた場合、事務局と協議してその対応策を会長に具申・答申するものとする。

諸問題の事例を以下に記す。

- (1) 財政危機に直面した場合の財政再建策（たとえば会費の値上げなど）。
- (2) 当会事務所移転その他、当会の通常財政力を超える事業に直面した場合の資金調達策。
- (3) 当会の職員数の増減に伴う財政支出の増減。
- (4) 当会資産の効果的運用に関する事項。
- (5) その他、会長および理事会から諮問事項または必要に応じて当会の財政全般について意見の具申。

4 項 会計監査人は会長と会計の依頼に応じて会計監査を行うものとする。内規第 8 条 3 項に規定するように必要に応じて公認会計事務所など第三者機関に会計監査を依頼することができる。

### 5 項 事務局長の役割と責務

理事会は、日本人会の日常の活動・業務の運営を事務局長に一任することができる。これにより事務局長は当会の日常の業務の運営を行うものとする。日常業務に関する財政および会計の責務は事務局長が負う。

## 第 10 条 名誉理事

1 項 削除 (2009 年 2 月 20 日削除/承認)

2 項 当会活動に著しく貢献のあった理事は、退任後、理事の推薦、および総会の承認を経て、名誉理事に就任する。

3 項 名誉理事は、会長の諮問に答える他、随時オブザーバーとして理事会に出席できる。

## 第 11 条 退会・除名

1 項 内規 3 条 3 項に定める期限内に会費が支払われず、数度の督促にも遅延理由の申し立てがない場合は、退会したものとみなす。

2 項 会費に、会規第一条に違反する行為、あるいは当会の名誉を損なう行為があったと判断された場合は、理事会の決議により、除名することができる。



第 12 条 会則および内規の使用を便利にするためと総会および理事会の権限を明確にするために以下の一覧表を設ける。

項目	事項	理事会	総会	規定
規定	会則の変更	2/3	2/3	会則第十八条
	内規の改定	2/3	2/3	内規一条
会員	入会	承認	---	会則第三条
	退会	-----	---	内規第 11 条
	除名	決議	---	内規第 11 条
	準会員から会員への昇格	承認	---	内規第 2 条
理事	理事の選出	選出	報告	内規第 5 条
	理事の失格	決定	---	内規第 5 条
	名誉理事	推薦	承認	内規第 10 条
役員 の 就任	名誉会長・名誉顧問	報告	報告	会則第五、六条
	役員(会長以下会則での規定)	互選	報告	会則第九条
	会計監査人	承認	決定	会則第十七条
	会計監査人の異動自動的	報告	報告	内規第 8 条
役員 の 責務 規定	職員/役職員の雇用	決定	---	内規第 9 条 会則第十条
	会費	決定	---	内規第 3 条
会計	年度毎の財政報告	承認	報告	内規第 8 条
	会計監査の報告	報告	報告	内規第 8 条
	予算	承認	報告	内規第 8 条
業務	事業・活動の報告	報告	報告	規定なし
解散		議決	3/4	会則第十九条

注： 理事会および総会と記された例は、これらの会合の権限を示す。  
 2/3、3/4 は多数決に必要な票数を示す。  
 決定・議決・承認は、これらが必要であることを示す。  
 報告は、報告事項であって報告のみが必要。承認・決定を必要としない。  
 ---は、決定・承認・報告が不要であることを示す。

(2013 年 10 月 19 日会員総会にて改定承認)